

地域防災計画の見直しに関する国の動向について

H24.3 熊本県危機管理防災課

1. 地震・津波災害対策の強化

(1) 経緯と今後の予定

【経緯】

- | | |
|-------------------|---|
| 平成 23 年 4 月 27 日 | ○中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」設置
・東日本大震災の地震・津波被害の把握・分析、今後の地震・津波対策の方向性などの調査検討 |
| 平成 23 年 6 月 24 日 | ○「津波対策の推進に関する法律」施行
・津波災害に関する国民の理解と関心の増進 等 |
| 平成 23 年 9 月 28 日 | ○中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告 |
| 平成 23 年 10 月 11 日 | ○中央防災会議「防災対策推進検討会議」設置
・東日本大震災への対応等の総括、災害対策法制の見直しなどの調査検討 |
| 平成 23 年 12 月 27 日 | ○中央防災会議 <u>防災基本計画の修正</u>
・ <u>「津波災害対策編」新設など東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化</u> 等
○消防庁「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」公表
○「津波防災地域づくりに関する法律」施行
・津波災害に強い地域づくりの総合的な推進 |

【予定】

- | | |
|-----------|--|
| 平成 24 年春頃 | ○中央防災会議「防災対策推進検討会議」中間報告

○中央防災会議 防災基本計画の修正
・検討会議中間報告を受け早急に措置すべき事項 等 |
| 平成 24 年夏頃 | ○中央防災会議「防災対策推進検討会議」最終報告 |
| 平成 25 年中 | ○中央防災会議 防災基本計画の修正
・検討会議最終報告を受け措置すべき事項 等 |

(2) 防災基本計画の修正（H23.12.27）の概要

1. 「津波災害対策編」の新設

【東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化】

①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施

②二つのレベルの想定とそれぞれの対策

- ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

③津波に強いまちづくり

- ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備等（津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す）

④国民への防災知識の普及

- ・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
- ・防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
- ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等

⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実

⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保

- ・受け手の立場に立った津波警報等の発表
- ・携帯電話等多様な手段による確実な伝達
- ・具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化 等

⑦地震の揺れによる被害の軽減策

- ・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策 等

2. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映

- (例)
- ・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮
 - ・洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫
 - ・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供
 - ・実践的な避難計画の策定等、噴火時等の火山災害対策 等

2. 原子力災害対策の強化

(1) 経緯と今後の予定

【経緯】

平成 23 年 7 月 14 日

- 原子力安全委員会「防災指針検討ワーキンググループ」設置
 - ・原子力防災指針（原子力安全委員会決定）の見直しに向けた検討

平成 24 年 3 月 9 日

- 原子力安全委員会防災指針検討ワーキンググループ 原子力防災指針見直しの中間報告案とりまとめ
 - ・防護措置実施の基本的考え方、判断基準
 - ・防災対策を重点的に充実すべき地域
 - 現行の緊急時計画区域（E P Z）に代わる、予防的防護措置準備区域（P A Z）及び緊急時防護措置準備区域（U P Z）の新設 等
 - ・緊急時モニタリング、被ばく医療のあり方 等

【予定】

平成 24 年 4 月

- 「原子力規制庁」発足
 - ・原子力安全規制の一元化
- 「原子力災害対策特別措置法」改正
 - ・原子力防災指針の法定化（原子力災害対策指針）、原子力災害予防対策の充実 等
- 中央防災会議 防災基本計画の修正
 - ・「原子力災害対策編」改定

(2) 原子力防災指針の法定化（原子力災害対策指針）

「原子力災害対策特別措置法」改正案（抄）

第六条の二 環境大臣は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項